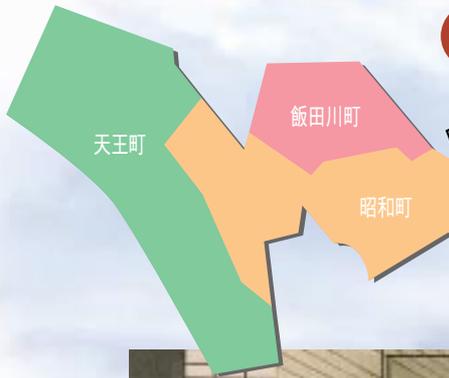


天王町・昭和町・飯田川町



合併任意協議会だより

創刊号 2003年6月



合併に向けて

会長 天王町長

石川 光男

あじさいの花の咲く頃となりました。天王町・昭和町・飯田川町の町民みなさまには、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、県内外に自治体再編の動きが大きくなるとなると広がる中、平成十五年四月十六日、「天王町」「昭和町」「飯田川町」の湖南三町による「天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会」を設立し、歴史的第一歩を踏み出しました。

合併協議は、正にまちづくり百年の大計であります。私たちの地域のこれからをどうするか、町民のために、子供や孫のために、いかに夢のある魅力のある地域をつくっていくかという、新しい基礎的自治体によるまちづくりを協議していくものです。

現在、県内においては、五つの任意協議会と五つの法定協議会が設置され、熱心な協議が行われております。この協議で大事なことは、住民ニーズを基礎として新しい自治体の在り方を練り上げていくという視点です。広い視野にたつて、建設的かつ、真摯に協議を進めていくことで、道は必ず開けるものと思っております。それがまた、三町の町民に納得していただく一番の使命だろうと思えます。

本協議会だよりやホームページなどを通じ、より多くの情報をお伝えしたいと考えておりますので、みなさまには、合併に関するご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。



「新しいまちづくり」 に向けて

副会長 昭和町長 千田 鐵太郎

いよいよ、湖南三町による新しいまちづくりが始まりました。

厳しい財政状況の中、福祉をはじめとする住民サービスの維持、向上のためには自治体の財政基盤の強化は必要不可欠であり、そのためには私たち町民ひとりひとりがこの「新しいまちづくり」に参加して、知恵と努力を結集していかなければなりません。

私たちには、子どもや孫のために「合併してよかった」と言える夢や希望のある未来像を描いていくという責任、そして、数多くの先輩、先人、多くの町民が残してくれた地域の自然、文化、伝統などの貴重な財産を後世に引き継いでいくという責任が課せられております。

協議会では湖南三町の将来像づくりについて、様々な視点から協議を重ねて行きたいと思っておりますので、町民の皆様のお一層のご理解、ご指導をよろしくお願い申し上げます。



地方の時代にふさわしい 自治の道へ

副会長 飯田川町長 小玉 久男

合併については、平成十一年七月に合併特例法が改正され、全国的に急速に合併の気運が高まり、同法の優遇措置も平成十七年三月までという中で、飯田川町でも自主的な合併の推進に努めて参りました。

平成の大改革といわれる地方分権一括法が平成十二年四月からスタートし、国への依存心を払拭し、自己責任・自己決定の時代にふさわしい自治の道を真剣に模索するとき、私は、本町にとって合併はせざるを得ないと考えたのであります。

それは、地方公共団体の財政状況は年を追うごとにその厳しさを増す一方、少子高齢社会への対応など行政サービスに努める責務が重要であると認識するからであります。

新しいまちづくりを構築するためには、都市計画で共通の状況下にある、天王町・昭和町・飯田川町の合併を進めることが、本町の町民にとって最良の選択肢であると考え、将来の姿がどうあるべきかを問いかけながら、合併任意協議会で慎重に協議を重ねて参りたいと存じますので、皆様のご理解、ご指導をお願い申し上げます。

天王町・昭和町・飯田川町

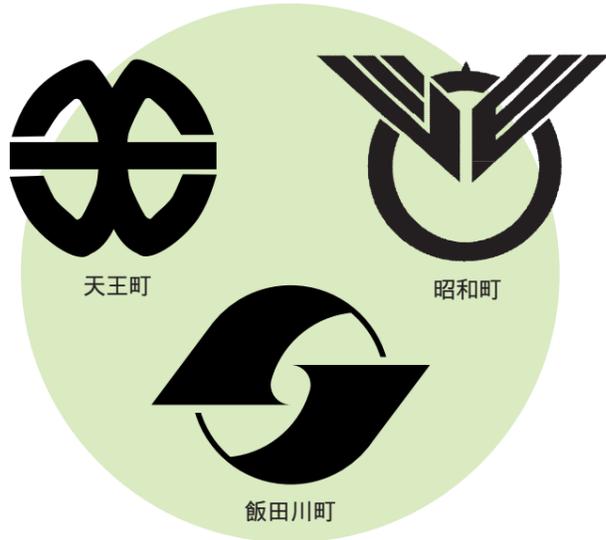
合併任意協議会設立

設立までの経緯

天王町、昭和町、飯田川町それぞれで実施したアンケート結果では、湖南三町の『合併を希望する』という回答が天王町で六九・四％、昭和町では六三・一％、飯田川町では五〇・八％という結果になりました。

三町の議会において天王町議会では、「合併すべきである」との決議を全会一致で可決し、その後の全員協議会において三町の枠組みについて同意が得られました。昭和町議会では三町合併の促進に関する決議が可決されました。また、飯田川町においても合併検討特別委員会が三町の枠組みについて同意が得られました。

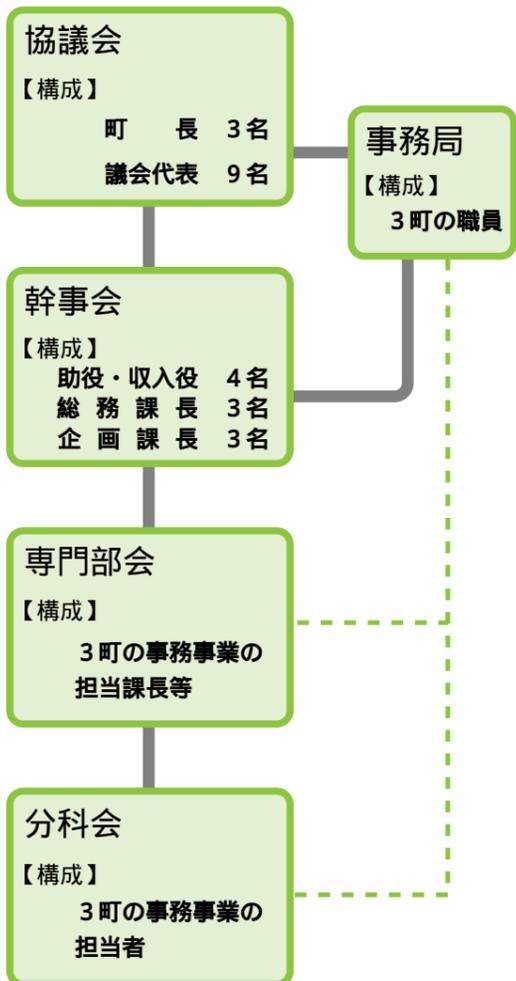
これらを踏まえ、四月一日に三町長が発起人となり、天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会設立発起人会を設立し、四月十六日開催の第一回合併任意協議会において協議会設立に至っております。



天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会委員名簿

役職名	職名	氏名	備考
会長	天王町長	石川 光 男	写真前列左から3人目
副会長	昭和町長	千田 鐵太郎	写真前列右から3人目
副会長	飯田川町長	小玉 久 男	写真前列左から2人目
委員(監事)	天王町議会議長	後藤 一 志	写真前列右から2人目
委員(監事)	昭和町議会議長	赤平 末次郎	写真前列左端
委員(監事)	飯田川町議会議長	門間 英 也	写真前列右端
委員	天王町議会議員	佐藤 幸 孝	写真後列左から3人目
委員	天王町議会議員	堀井 克 見	写真後列右から3人目
委員	昭和町議会議員	小林 友 明	写真後列左から2人目
委員	昭和町議会議員	大澤 一 義	写真後列左端
委員	飯田川町議会議員	佐藤 正 信	写真後列右端
委員	飯田川町議会議員	伊藤 栄 悦	写真後列右から2人目

合併任意協議会組織図



第一回合併任意協議会を開催

平成十五年四月十六日、飯田川町の八郎瀧ハイツにおいて、第一回合併任意協議会が開催されました。
協議会に先立ち、県合併重点支援地域指定書が秋田地域振興局の山口博司局長より三町の町長へ手渡されました。
続いて三町から選出されました委員に委嘱状が手渡され、経過報告の後、天王町長が仮議長に選出され、協議に入りました。
協議では、合併任意協議会規約を定め、役員を選出し、会長には天王町長、副会長に昭和町長、飯田川町長、監事には三町の議会議長が就任しました。
その後、事務所的位置、負担金割合、事業計画、予算等を協議決定した後、三町の町長による調印が行われました。



合併任意協議会規約(抜粋)

設置

天王町・昭和町・飯田川町(以下「三町」)は、合併に関する協議を行うため、天王町・昭和町・飯田川町合併任意協議会(以下「協議会」)を設置する。

協議会の事務

協議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (一) 三町の合併に係る協議項目に関する事項
- (二) 新町(市)建設計画の調査に関する事項
- (三) その他三町の合併に関し必要な事項

- (一) 協議会は次の委員をもって組織する。
三町の長

- (二) 三町の議会議長及び議会の推薦する議員各二名

役員

協議会に次の役員を置く。

- (一) 会長 一名
- (二) 副会長 二名
- (三) 監事 三名

会長及び副会長は、三町の長の中から委員の互選により選出する。

監事は、委員の互選により選出する。

幹事会

協議会に提案する事項について検討し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

事務局

協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

事務局の事務に従事する職員は、三町の長が協議して定めた者をもって充てる。

この規約に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

幹事会規約(抜粋)

所掌事務

幹事会は、協議会の会長(以下「会長」)の指示を受け、協議会に提案する事項について検討し、又は調整するものとする。
前項に規定するもののほか、三町の合併に必要な事項について検討し、又は調整するものとする。

組織

- (一) 幹事会は、幹事をもって組織する。
 - (二) 幹事会に幹事長及び副幹事長二名を置く。
 - (三) 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。
- 専門部会
- (一) 専門的に協議又は調整を行うため、幹事会に専門部会を置く。
 - (二) 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。
- 庶務
- (一) 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

専門部会設置要領(抜粋)

所掌事務

(一) 専門部会は、協議会幹事会幹事長の指示を受け、専門的に協議、または調整するものとする。

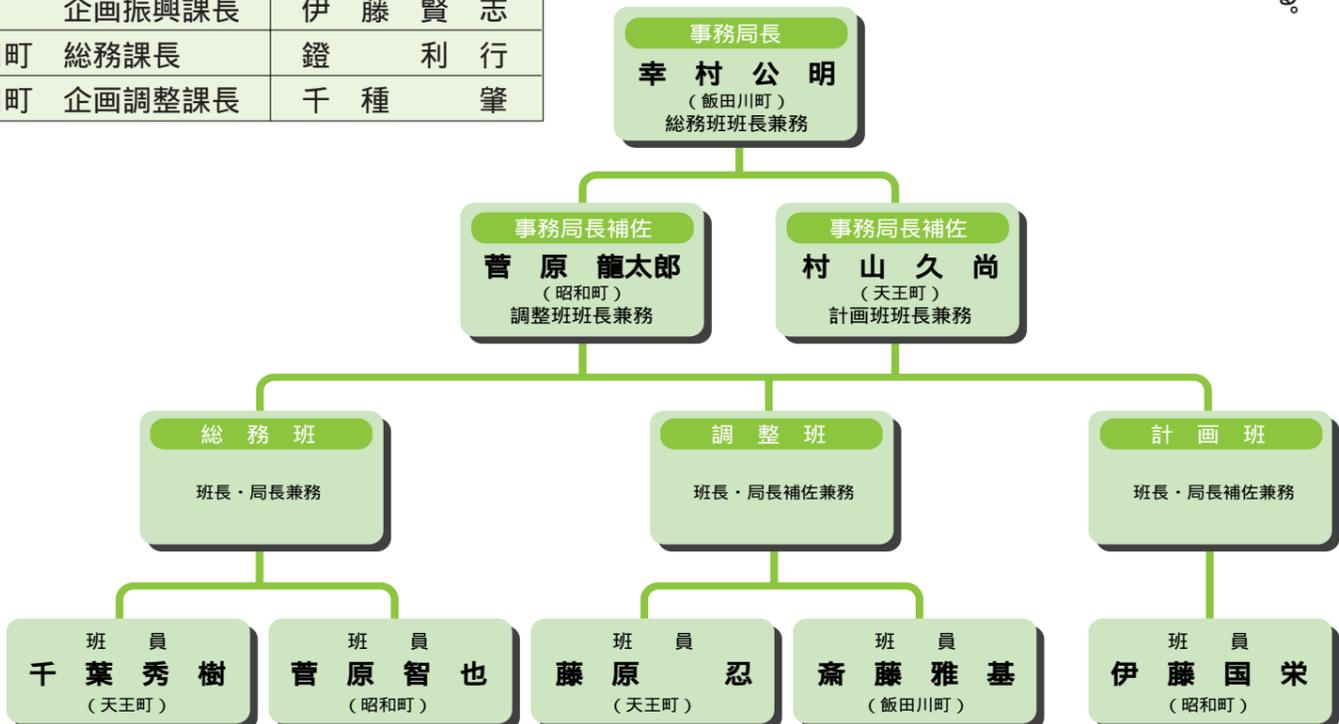
庶務

(一) 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

幹事会幹事名簿

役職名	町名及び職名	氏名
幹事長	昭和町 助役	佐々木 嘉一
副幹事長	天王町 助役	渡邊 毅
副幹事長	飯田川町 収入役	間 杉 作 朗
幹事	天王町 収入役	高 橋 利 雄
幹事	天王町 総務課長	大 越 宏
幹事	天王町 企画振興課長	鈴 木 司
幹事	昭和町 総務課長	門 間 鋼 悦
幹事	昭和町 企画振興課長	伊 藤 賢 志
幹事	飯田川町 総務課長	澄 利 行
幹事	飯田川町 企画調整課長	千 種 肇

事務局組織図



第二回合併任意協議会を開催

平成十五年五月八日昭和町農村環境改善センターにおいて二回目の合併任意協議会が開催されました。

協議第九号

新町（市）誕生までのスケジュール（案）について
原案のとおり承認

協議第十二号

新町（市）の名称について
継続審議

協議第十号

合併の方式について
天王町・昭和町・飯田川町を廃し、その区域を持って新しい町（市）を設置する新設合併とすることを法定協議会において決定する。

協議第十三号

新町（市）の事務所の位置について
継続審議

協議第十一号

合併の期日について
平成十七年三月三十一日以内を目標に法定協議会において決定する。

協議第十四号

財産の取り扱いについて
継続審議

事務・事業現況調査がスタート

合併任意協議会では、3町の行政全分野にわたる現況を把握するため「事務・事業現況調査」を開始しました。

調査は、3町の課長などで組織する11の専門部会と、担当で組織する25の分科会が、全職員の協力を得て6月中にまとめます。

この調査は、各種手数料、使用料、助成制度、事務処理方法など、3町で行われて

いる事務・事業すべてを洗い出すものです。この調査結果をもとに、合併後の事務・事業の統一の方向性や課題などの整理を行い、よりよいまちづくりに向けた解決策を検討します。

これらは、住民サービスの向上と行財政改革を推進する上での重要な基礎資料となるもので、今後策定する将来ビジョンやまちづくり計画に反映されます。

合併 Q & A コーナー

このコーナーでは、町民の皆様からの質問をお待ちしています。
ハガキ・FAX・メールで、事務局までお寄せください。

Q 任意協議会とは？

A 法定協議会の立ち上げの前段として、任意協議会の事業計画に示す事項を協議・調整し、合併の可否と方向性を確認します。

Q 法定協議会とは？何を協議するの？

A 合併後のまちづくりの基本方針となる新町（市）の建設計画を作成します。
また、新町（市）の名称、事務所の位置、3町で異なる住民負担、サービスをどうするかなどを調整します。

Q 法定協議会では、誰がいつどこで協議するの？

A メンバーは規約で規定されますが3町の町長、町議会議員、住民の代表等で構成される予定です。

協議会は月2回開催する予定で、会議の公開という原則から会場は3町の持ち回りとして計画しています。





ブルーメッセあきた（昭和町）



天王グリーンランド（天王町）



鷺舞（飯田川町）

『合併重点支援地域』 に指定

第1回任意協議会に先立ち、天王町・昭和町・飯田川町が国の指針に基づき秋田県知事「合併重点支援地域」の指定を受けました。

この指定により、合併推進債の活用や、合併に関する調査研究に充てるための県補助金（上限500万円）の交付を受けることができます。

未来のために、力を合わせて
がんばります。



編集後記

任意協議会が設立し一ヶ月、慣れない点多々あり三町の広報担当者のご協力により、協議会だより創刊号を発行することができました。

町民の皆様にはわかりやすい紙面づくりに努めてまいりますので、ご意見、ご感想を事務局までお寄せください。